

## 随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム  
市町村ネットワーク機器等再リース契約(その2)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 三菱HCキャピタル株式会社 北海道支店  
札幌市中央区北2条西4丁目1
- 4 見積金額 203,720円(消費税及び地方消費税込み)  
(月額金額)
- 5 契約期間 令和5年9月26日(火) ~ 令和6年3月31日(日)  
(履行期間) (賃貸借等期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本契約は、令和5年9月末で賃貸借契約が満了となる後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)において、一部特殊なネットワーク構成となっている市町村の標準システムの安定的な稼働を確保するため、現在設置しているメディアコンバータ及びルータ等(以下「ネットワーク機器等」という。)について、再リースを行うものである。

令和5年度は標準システムのクラウド化に対応するための環境構築作業を行う必要があるため、新たなネットワーク機器等については、令和6年度の調達を予定している。

このことから、新たなネットワーク機器等の調達までの間、引き続き現在のネットワーク機器等を継続して使用する必要があるため、当該業者から随意契約により再リースすることとする。